

徳島市緑の基本計画（案）の概要

第1章 はじめに

1. 計画の目的

本市では、平成13年度に「徳島市緑の基本計画」を策定し、潤いと安らぎの緑のまちづくりを進めてきました。策定から20年が経過する中で、市内の緑の状況、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しています。これまでの取り組みを踏まえながら、緑のまちづくりを計画的に進めるため、改定計画を策定します。

2. 計画の対象

市全域（公有地・民有地を問わない）における緑が対象となります。

本計画における緑とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地など人工的に整備した緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指します。

3. 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和24年度（2042年度）まで（20年間）

第2章 緑の現状と課題

本計画の改定にあたり実施した緑の現状に関する調査、市民等へのアンケート調査から得られた現状を踏まえ、本市の緑を取り巻く環境に関する次のような課題が明らかになりました。

緑を取り巻く現状	緑を取り巻く課題
・都市規模の縮小が加速 ・緑へのニーズが変化	○既存の公園・緑地の拡充・活用 ○緑の多面的機能を踏まえた緑地の配置
・徳島市の魅力である緑が失われつつある	○徳島市の魅力である自然環境の保全 ○樹林地や農地の保全
・貴重な地域資源としての緑への期待への対応	○市内の公園・緑地が持つ魅力の活用 ○自然に触れて暮らすことによるウェルビーイングの創出
・公園・緑地を支える担い手が不足	○分野横断的に緑を支える仕組みづくりが必要 ○高齢化や人口減少による担い手不足への対応 ○徳島市のみどりに触れ、知る機会の創出

第3章 基本方針

1. 基本理念

本市は、まちなかを大小さまざまな河川が巡り、眉山やひょうたん島をはじめ市民に親しまれる水辺や緑が豊かな「水都」であり、総合計画においても「水都」が本市ならではの特性として示されています。

また、これまでも水辺や公園、緑地、街路樹が都市環境のシンボルであり自然と共生する場として、市民と行政が連携しながら生まれ、守られてきました。

本市がこれからも人を惹きつけ、人々が笑顔で暮らし続けられる持続可能なまちであるためには、本市の大きな魅力である水辺と緑がまちなかにさらにあふれ、つながり、大切に守られ、まちづくりの様々な場面で緑を活かす仕組みを市民と行政の連携で支えることが必要であることから、次の通り目指すべき将来像を掲げます。



まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ 笑顔をつなぐ
「水都とくしま」

2. 緑の将来都市像

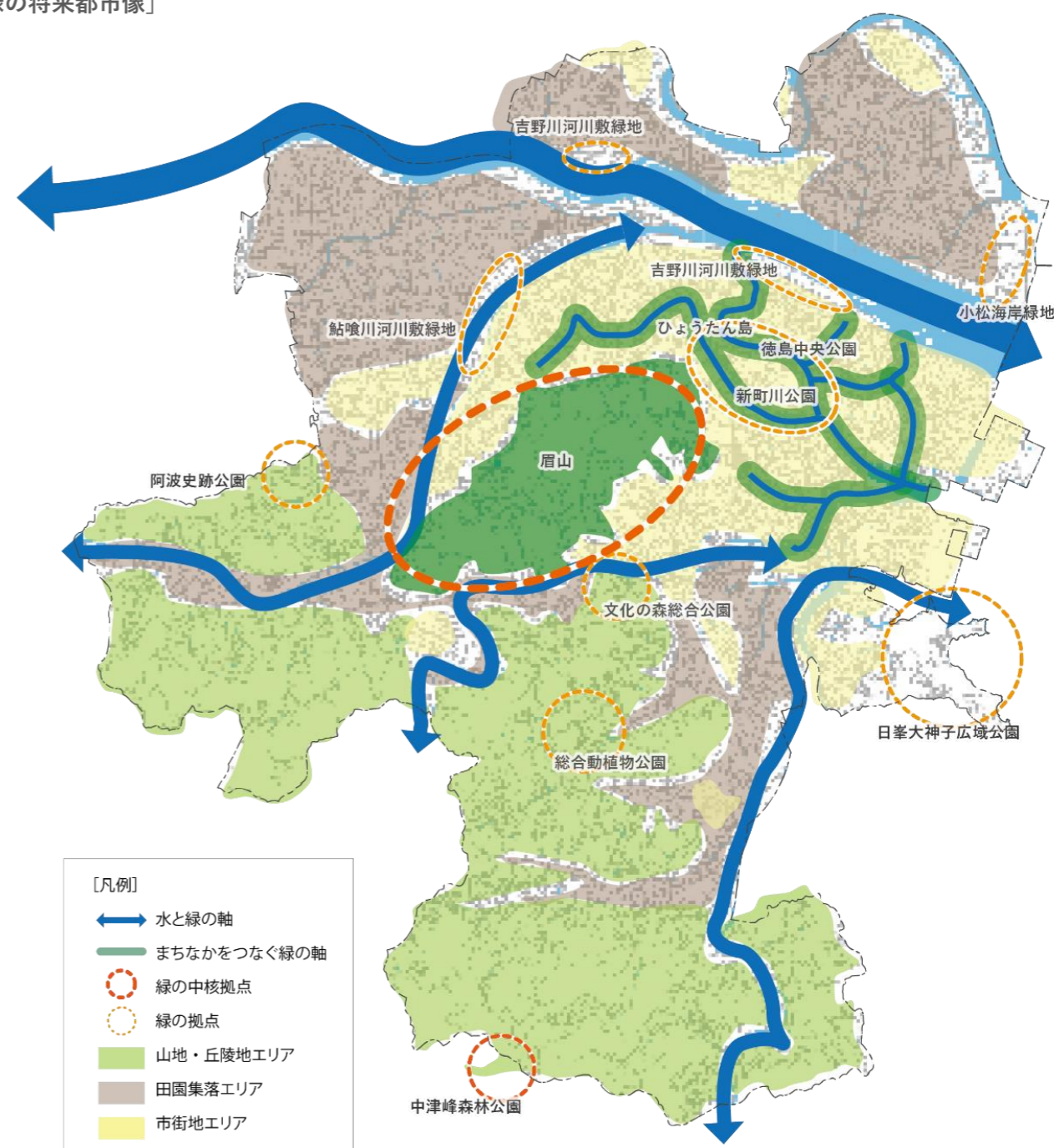
本市では、大小134もの河川が市内を巡り、豊かな緑が水の流れによってつながっています。

また、市域のどこからでも望むことができる眉山は、市民意識調査からも明らかであるように、単に市の中心部に位置するだけでなく、徳島市らしさを象徴する緑地として、人々の心のよりどころともなっています。

そこで、本計画では、市の郊外に位置する豊かな丘陵・山地の広がりや自然と人が共生する田園集落の緑が、市内をめぐる水のみちによって、本市の顔である市街地エリアまで豊かな自然環境が広がり、つながる「緑のネットワーク」の保全とさらなる強化を目指します。

特に、本市の緑の象徴である眉山を緑の中核拠点として位置づけ、郊外部の豊かな自然環境が、市街地を巡る水のみちによって、まちなかへとつながり、本市の顔である市街地エリアにおいて水と緑が連続性をもって広がり、「水都」としての本市の魅力がさらに引き出されるような、緑のネットワークの構築を目指します。

〔緑の将来都市像〕



第4章 将来像達成に向けた施策展開

掲げた将来像を達成するために、4つの方向性と施策展開の視点を踏まえて、次に示す体系で本計画の推進を目指します。

将来像	方向性	視点	施策の柱	施策
<p>まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ、笑顔をつなぐ「水都とくしま」</p>	方向性1 魅力を高める水と緑をつくり、増やします まちなかから郊外部にかけて広がる水と緑の環境のつながりをさらに強め、面的なネットワークを構築するために、水と緑の更なる量の充足を図ります。	有機的なネットワークの構築 まちなかの魅力の向上 緑の多面的機能の発揮	(1)公共施設の緑化を進める (2)民有地の緑化を促す (3)まちなかの魅力を引き出す公園緑地をつくる	(1)① 道路の緑化 (1)② その他公共施設の緑化 (2)① 住宅地の緑化 (2)② 商業施設の緑化 (2)③ 工場の緑化 (3)① まちな顔となる公園の再整備 (3)② 豊かな親水空間の整備 (3)③ インクルーシブ公園の整備 (3)④ 身近な公園緑地の機能再編・再整備
	方向性2 豊かな水と緑を守ります 貴重な水と緑の資源をこれからも大切に残し続けることで、本市の魅力高め、健全な自然の循環を支えるために水と緑を保全します。	有機的なネットワークの構築 まちなかの魅力の向上 持続的な環境づくり	(1)基盤となる自然環境を守る (2)徳島の顔である緑を守り、次世代に伝える	(1)① 市街地周辺の山林の保全 (1)② 河川の環境保全と治水に向けた取組 (1)③ 市街地及び周辺の農地の保全 (1)④ 開発と自然環境の調和、自然との共生 (2)① 美しい景観の保全 (2)② 歴史文化を内包した重要な緑の保全
	方向性3 魅力ある水と緑を活かします 本市のブランドである水と緑の資源を最大限に活用し、市民や来訪者が集い、楽しみ、思い思いに過ごすことができる公園・緑地の空間の提供と質の向上を図ります。	まちなかの魅力の向上 緑の多面的機能の発揮 持続的な環境づくり	(1)自然と親しみ、触れ合う場を提供する (2)まちなかで、緑を活かした防災・減災を進める (3)身近な公園緑地を使いやすくする	(1)① 自然と触れ合える空間の確保 (1)② 市民菜園・体験型市民農園の維持・管理 (1)③ 親水空間の活用促進 (2)① 災害や公害の防止・緩和に資する緑の配置 (2)② 災害時における安全性の確保と救援・復旧活動の確保に資する緑の配置 (3)① 地域主体による公園の運営支援
	方向性4 水と緑を育み、支えます 庁内の他部局や市民、事業者、観光客等、「ダイバーシティ（多様性）」に富んだ主体が水と緑の創出・保全・活用に、共通認識のもと参画することができる仕組みや体制を整えます。	有機的なネットワークの構築 まちなかの魅力の向上 持続的な環境づくり	(1)普及、啓発を図る (2)官民連携の緑のまちづくりを推進する (3)緑のまちづくりの持続性を高める	(1)① 緑のまちづくりの全体的な発信 (1)② とくしま植物園における啓発・発信と相談窓口の運営 (1)③ 環境教育の一環としての緑化意識の高揚 (2)① 市民参加の促進 (2)② 民間活力の導入 (3)① 多様な仕組みを活用した財源確保

第5章 緑化重点地区

本計画では都市緑地法に基づき、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区として、まちづくりの顔となる地区や開発等により緑地が少ない箇所での緑化を推進すべき地区や優良な緑地を保全する地区等において行政・市民・企業等が連携した緑化推進を図るために、3つの緑化重点地区を指定します。

ひょうたん島周辺重点地区

徳島市の“顔”として、歴史文化を醸し出す水と緑の玄関口

本地区は水都・徳島の中心地であり、商業施設、歴史文化・観光資源が集積する本市の“顔”となる地区です。市のまちづくりにおけるキーワードである水と緑を最大限に活かし、多くの人を迎え入れる玄関口として緑のまちづくりを推進します。

眉山山頂周辺重点地区

見るだけでなく、楽しみながら滞在できる緑と景観のシンボル

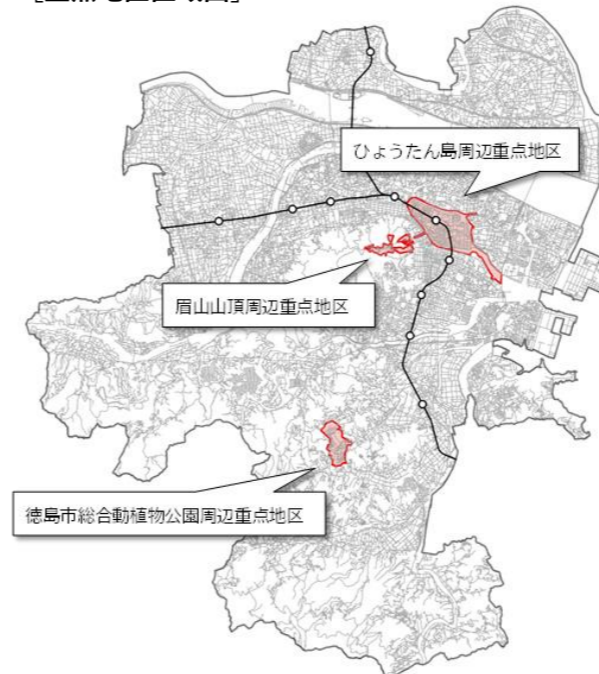
本地区は市のシンボルである眉山を活かすにあたっての拠点であり、景観に加え、利用も想定しながら、活性化を図る必要があります。市民や企業と連携し、眉山の保全と利活用のあり方を模索しながら、本市の象徴として眉山を継承していきます。

徳島市総合動植物公園周辺重点地区

動植物を身近で感じ、人と自然との絆を深める緑の拠点

本地区は自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわい創出の役割を担っています。生き物とのふれあいを通じた学びや癒しの機会の提供や、生物多様性への保全への貢献により、人と自然との絆を深める拠点形成を図ります。

[重点地区区域図]



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進主体

行政・市民・NPO・事業者・大学・研究機関など

2. 主体間の連携の推進

市では各主体の協働をより効果的に行うため、相互の情報共有や連携を図るプラットフォームの構築を検討していきます。また、緑の広域的なつながりを考慮して、国や県、近隣市町村との連携を図ります。

3. 計画の進行管理と継続的な改善

今後20年間で起こりうる様々な変化に柔軟に対応しながら計画を推進していくため「計画(PPLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACTION)」の4つの視点のサイクルを適切に運用します。

また、定期的に施策進捗の評価・検証を行います。

